



平成 28 年 12 月 26 日

各 位

会社名 タキロン株式会社  
代表者名 取締役社長 兵頭克盛  
(コード番号 4215 東証第一部)  
問合せ先 業務部長 角野周作  
(TEL 06-6453-3817)

## 商号の変更および定款一部変更に関するお知らせ

当社は、平成 28 年 12 月 26 日開催の取締役会において、「定款一部変更の件」を平成 29 年 2 月 24 日開催予定の臨時株主総会に付議すること、および同議案が株主総会で承認されることを条件として商号を変更することを決議いたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。

### 記

#### 1. 商号の変更

##### (1) 変更の理由

シーアイ化成株式会社との合併に伴い、商号を変更するものであります。

##### (2) 新商号

タキロンシーアイ株式会社 (英文 : C. I. TAKIRON Corporation)

(現商号 : タキロン株式会社)

##### (3) 変更予定日

平成 29 年 4 月 1 日

#### 2. 定款の一部変更

当社は、「タキロン株式会社とシーアイ化成株式会社の経営統合に係る最終合意に関するお知らせ」にてお知らせのとおり、平成 29 年 4 月 1 日に当社とシーアイ化成株式会社との間で合併（以下「本合併」という。）を実施するにあたり、次のとおり定款の一部を変更するものであります。

##### (1) 本合併に伴い、定款第 1 条（商号）を変更

##### (2) シーアイ化成株式会社の事業内容に対応するため、定款第 2 条（目的）を変更

##### (3) 本合併により当社の発行済株式総数が増加しますので、本合併後においても機動的な資本政策を遂行することができるよう、発行可能株式総数を増加させるため、定款第 6 条（発行可能株式総数）を変更（発行済株式総数と発行可能株式総数の比率は従前と同比率）

##### (4) 「会社法の一部を改正する法律」（平成 26 年法律第 90 号）が平成 27 年 5 月 1 日に施行され、責任限定契約を締結できる会社役員の範囲が変更されたことにより、新たに責任限定契約を締結できることとなる社外監査役でない監査役についても、その期待される役割を十分に発揮できるように、定款第 34 条（監査役の実任免除）の規定の一部を変更

##### (5) 定款の一部変更は本合併の効力発生日である平成 29 年 4 月 1 日をもって効力が生じる旨の附則を新設

#### 3. 定款変更の内容

変更の内容は、別紙のとおりであります。

#### 4. 日程

定款変更のための株主総会開催日 平成 29 年 2 月 24 日（金曜日）

定款変更の効力発生日 平成 29 年 4 月 1 日（土曜日）

以上

現 行 定 款	変 更 案
<p>第1条 (商 号) 当社は、<u>タキロン株式会社</u>と称し、英文では <u>Takiron Co., Ltd.</u> という。</p> <p>第2条 (目 的) 当社は、<u>下記の事業を営むことを目的とする。</u></p> <p>(1) <u>合成樹脂および同製品ならびに合成樹脂被覆金属製品の製造・加工・販売</u> (「合成樹脂被覆金属製品」は変更案(3) 「～金属材料、～それらの応用製品」に移設)</p> <p>(2) <u>無機化学工業製品の製造および販売</u></p> <p>(現行定款(4)より移設 一部文言追加)</p> <p>(新設)</p> <p>(新設)</p> <p>(新設)</p> <p>(新設)</p> <p>(3) <u>医薬品、医薬部外品、医療機器、動物用医薬品、動物用医薬部外品および化粧品の製造および販売</u> (一部文言追加し変更案(8)へ移設)</p> <p>(4) <u>合成樹脂を使用した電気材料および磁性材料の製造および販売</u> (一部文言削除し変更案(3)へ移設)</p> <p>(5) <u>各種機械器具装置の設計・製作および販売</u> (一部文言追加)</p> <p>(6) <u>建設工事の請負ならびに設計・管理</u></p> <p>(7) <u>住宅建築資材の仕入・販売</u></p>	<p>第1条 (商号) 当社は、<u>タキロンシーアイ株式会社</u>と称し、英文では <u>C. I. TAKIRON Corporation</u> という。</p> <p>第2条 (目的) 当社は、<u>次の事業を営むことを目的とする。</u></p> <p>(1) <u>合成樹脂製品の製造・加工・販売</u></p> <p>(2) <u>無機化学工業製品の製造・販売</u></p> <p>(3) <u>電気材料、金属材料、磁性材料、超微粒子材料およびそれらの応用製品の製造・販売</u></p> <p>(4) <u>モータおよび電子部品の製造・販売</u></p> <p>(5) <u>ゴム製品の製造・販売</u></p> <p>(6) <u>紙製品の製造・販売</u></p> <p>(7) <u>種苗、肥料、飼料および土壌改良材の製造・販売</u></p> <p>(8) <u>医薬品、医薬部外品、医療機器、動物用医薬品、動物用医薬部外品、化粧品、農薬および工業薬品の製造・販売</u></p> <p>(9) <u>各種機械器具装置および金型の設計・製作・販売・リース</u></p> <p>(10) <u>建設工事の請負ならびに設計・管理</u></p> <p>(削除)</p>

<p>(新設)</p> <p>(新設)</p> <p>(8) 前各号に関連する事業ならびに付帯する一切の業務</p> <p>第3条  ( ) (条文省略)</p> <p>第5条</p> <p>第6条 (発行可能株式総数)  当社の発行可能株式総数は、<u>1億7,800万8千株</u>とする。</p> <p>第7条  ( ) (条文省略)</p> <p>第33条</p> <p>第34条 (監査役の責任免除)  1. (条文省略)  2. 当社は、<u>社外監査役</u>との間で、会社法第423条第1項の責任について、善意でかつ重大な過失がないときは、法令の定める額を限度として責任を負担する契約を締結することができる。</p> <p>第35条  ( ) (条文省略)</p> <p>第38条</p> <p>(新設)</p>	<p>(11) <u>一般貨物自動車運送業、貨物運送取扱業および倉庫業</u></p> <p>(12) <u>不動産の賃貸</u></p> <p>(13) 前各号に関連する事業ならびに付帯する一切の業務</p> <p>第3条  ( ) (現行どおり)</p> <p>第5条</p> <p>第6条 (発行可能株式総数)  当社の発行可能株式総数は、<u>2億2,000万株</u>とする。</p> <p>第7条  ( ) (現行どおり)</p> <p>第33条</p> <p>第34条 (監査役の責任免除)  1. (現行どおり)  2. 当社は、<u>監査役</u>との間で、会社法第423条第1項の責任について、善意でかつ重大な過失がないときは、法令の定める額を限度として責任を負担する契約を締結することができる。</p> <p>第35条  ( ) (現行どおり)</p> <p>第38条</p> <p><u>附則</u>  <u>第1条 (商号)、第2条 (目的)、第6条 (発行可能株式総数)、第34条 (監査役の責任免除) の規定の変更は、当社とシーアイ化成株式会社の合併の効力発生日 (平成29年4月1日予定) をもって効力が生じるものとする。なお、本附則は、上記の効力発生後これを削除する。</u></p>
--	---

以上